様式第２号

誓　約　書

令和　年　　月　　日

千葉県知事　　鈴木　栄治　様

　　　　　　　　　　　住　所

（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　（介護保険事業所番号：　　　　　　　　　　）

交付金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)交付要綱第４条第２項各号（※）のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

　また、交付金等の交付を受けるに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

　なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、交付金の交付を受けられないこと又は交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

**※ 令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)交付要綱第４条第２項各号（抜粋）**

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に 規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（２）次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

（３）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者